

3 許可事項の変更届出等を行う場合

(1) 建設業の許可を受けている方は、商号又は名称、営業所の名称及び所在地等の事項を変更したときは、変更届の提出が義務づけられています。

変更等の届出事項と提出書類

変更届出書等の様式棚の番号	正式文書名と様式番号	掲載ページ
①	変更届出書（第一面）（様式第22号の2（第一面））	129頁
②	変更届出書（第二面）（様式第22号の2（第二面））	130～132頁
③	変更届出書	141頁（法人） 142頁（個人）
④	経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）	64, 66, 134頁
⑤	専任技術者証明書(新規・変更)（様式第8号）	76, 135頁
⑥	届出書（様式第22号の3）	136頁

許可を受けた後、上表の左欄に掲げる事項に該当するに至った場合には、同表に掲げる区分に従って必要な書類を添付した変更届出書を、許可を受けた行政庁に提出しなければなりません。（法第11条、法第17条、規則第7条の2、規則第8条）

区分		変更届の提出部数	
知事許可	主要県土整備事務所	正本1通、副本1通	ただし、毎事業年度が修了したときの変更届の一般県土への提出部数は、正本1通、副本1通となっています。
	一般県土整備事務所	正本1通、副本2通	

なお、いったん許可を受けた後、別の新たな建設業について許可を受けようとする場合は、許可の変更ではなく、別個の新規の許可となるので注意してください。

(2) 廃業をした場合等は、30日以内に廃業届を提出してください。

〈記載例〉

廃業届（様式第22号の4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138頁

知事許可については、主要県土整備事務所は正本1通、副本1通を、一般県土整備事務所は正本1通、副本2通を、所轄県土整備事務所建築指導課へ提出してください。

【許可を受けた後の届出等】

(1) 事実の発生から2週間以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	要否 ○ ×		変更届 出書等 の様式	添付書類
	法人	個人		
ア 経營業務の管理責任者を変更したとき (役員等・支配人の変更を伴う場合は、それに関する届出も行うこと)	○	○	① 及び ④	●新たな経營業務の管理責任者の資格(経営経験)に関する書類<注6> ・常勤役員等の略歴書(様式第7号別紙) ・商業登記全部事項証明書等<注5> ・健康保険の加入を証する書類(写)<注10>
イ 婚姻等により経營業務の管理責任者となっている者の氏名が変更となったとき	○	○	④	・戸籍抄本又は住民票の抄本(個人又は商業登記に記載がない者)<注5> ・法人の役員等、又は個人事業主の支配人の場合は(2)のエを参照のこと。
ウ 営業所の専任技術者を変更したとき	○	○	① 及び ⑤	●新たな技術者の技術資格に関する書面 ・実務経験証明書(様式第9号)<注7> ・指導監督的実務経験証明書(様式第10号)<注8> ・卒業証明書(必要に応じて履修科目証明書等を添付)<注5> ※卒業証書の場合は、写しを提出し、原本を持参 ・資格証・合格証明書等の写し<注9> ・健康保険の加入を証する書類(写)<注10>
エ 婚姻等により営業所の専任技術者となっている者の氏名が変更となったとき	○	○	① 及び ⑤	・戸籍抄本又は住民票の抄本<注5> (資格証・合格証明書等については、遅滞なく氏名変更の手続きを行うこと)
オ 新たに営業所の代表者になった者があるとき	○	○	①	・誓約書(様式第6号) ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ・(法務局発行の)許可申請者等に係る登記事項証明書<注3> ・許可申請者等に係る市町村の長の証明書<注4>
カ 経營業務の管理責任者又は営業所の専任技術者に係る基準を満たさなくなったとき	○	○	⑥	
キ 法第8条第1号及び第7号から第11号までのいずれかに該当するに至ったとき	○	○	⑥	
ク 健康保険等の加入状況に変更があったとき	○	○	—	・健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ・保険加入の確認資料(192頁参照) ※ただし、従業員数のみの変更の場合は(3)のオを参照のこと。

(2) 事実の発生から30日以内に届出を行う必要があるもの

届出事項	要否 ○ ×		変更届 出書等 の様式	添付書類
	法人	個人		
ア 商号又は名称を変更したとき	○	○	①	・商業登記全部(一部)事項証明書等 〈注1〉〈注5〉
イ 既存の営業所について、 (ア)その名称 (イ)所在地 (ウ)営業所において営業を行う建設業の種類 のいずれかを変更したとき	○	○	①	・商業登記全部(一部)事項証明書等 〈注1〉〈注5〉 ・②(該当する項目がある場合。営業所の代表者や技術者に関する届出が必要な場合はその書類を添付する。) ・営業所の写真提出用台紙
ウ 資本金額(又は出資総額)に変更があったとき	○	×	①	・商業登記全部(一部)事項証明書等 〈注1〉〈注5〉 ・株主(出資者)調書(様式第14号)
エ 婚姻等により法人の役員等、個人の事業主又は支配人の氏名に変更があったとき	○	○	①	・商業登記全部(一部)事項証明書等 (法人役員、支配人に限る)〈注1〉〈注5〉 ・様式第1号別紙1「役員等の一覧表」 (法人のみ) ・戸籍抄本又は住民票の抄本 (個人又は商業登記に記載がない者)〈注5〉
オ 営業所の新設をしたとき	○	○	① 及び ②	・商業登記全部(一部)事項証明書等 〈注1〉〈注5〉 ●当該営業所の代表者に関する書類 ・誓約書(様式第6号) ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号) ・建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書(様式第13号) ・(法務局発行の)許可申請者等に係る登記事項証明書〈注3〉 ・許可申請者等に係る市町村の長の証明書〈注4〉 ・健康保険の加入を証する書類(写)〈注10〉 ●当該営業所の専任技術者に関する書類 ・⑤専任技術者証明書(新規・変更) (様式第8号) ・健康保険の加入を証する書類(写)〈注10〉 ●新たな技術者の技術資格に関する書面 ・実務経験証明書(様式第9号)〈注7〉 ・指導監督的実務経験証明書(様式第10号)〈注8〉 ・卒業証明書(必要に応じて履修科目証明書等を添付)〈注5〉 ※卒業証書の場合は写しを提出し、原本を持参 ・資格証・合格証明書等の写し〈注9〉

届出事項	要否 ○ ×		変更届 出書等 の様式	添付書類
	法人	個人		
カ 役員等、支配人に変更があったとき (新たに役員、支配人となった者が あるとき) (役員等、支配人でなくなった者が あるとき) (法人の役員等の役名が変更にな ったとき。 ・代表取締役が取締役に、 ・取締役が代表取締役に、 など)	○	○	①	<ul style="list-style-type: none"> ・②(該当する項目がある場合) ・商業登記全部(一部)事項証明書等 〈注1〉〈注5〉 ・様式第1号別紙1「役員等の一覧表」 (法人のみ) ・誓約書(様式第6号) ・調書(様式第12号ないし第13号) ・株主(出資者)調書(様式第14号) ・(法務局発行の)許可申請者等に係る登記 事項証明書〈注3〉 ※顧問、相談役、株主等は添付不要 ・許可申請者等に係る市町村の長の証明書 〈注4〉 ※顧問、相談役、株主等は添付不要 <p>◎「役員等、支配人でなくなった者がある」 だけの場合、及び「法人の役員等の役名が 変更になったとき」だけの場合は、以下の 書類は省略可。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誓約書(様式第6号) ・調書(様式第12号ないし第13号) ・(法務局発行の)許可申請者等に係る登記 事項証明書〈注3〉 ・許可申請者等に係る市町村の長の証明書 〈注4〉

(3) 毎営業年度経過後4月以内に提出しなければならないもの

届出事項	要否 ○ ×		変更届 出書等 の様式	添付書類
	法人	個人		
ア 毎営業年度(決算期)を経過したとき	○	○	③	<ul style="list-style-type: none"> ・工事経歴書(様式第2号) ・直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) 《法人の場合》 ・貸借対照表(様式第15号) ・損益計算書(様式第16号) ・完成工事原価報告書 ・株主資本等変動計算書(様式第17号) ・注記表(様式第17号の2) ・附属明細表(様式第17号の3) 〈注2〉 ・事業報告書(株式会社のみ) ・納税証明書(法人事業税) 《個人の場合》 ・貸借対照表(様式第18号) ・損益計算書(様式第19号) ・納税証明書(知事許可は個人事業税)
イ 使用人数に変更があったとき	○	○	③	・使用人数(様式第4号)
ウ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があったとき	○	○	③	・建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)
エ 定款に変更があったとき	○	×	③	・定款
オ 健康保険等の加入状況に変更があったとき(従業員数の変更のみ)	○	○	③	・健康保険等の加入状況(様式第7号の3)

- 〈注1〉 変更事項のうち、商業登記の変更を必要とする場合に限り、変更後の登記事項証明書を添付すること。(一部事項証明書で確認できる場合は一部事項証明書で可)
- 〈注2〉 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49律第22号)第22条第1項に規定する者を除く株式会社(資本の額が1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社)が対象
- ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の提出をもって附属明細表の提出に代えることができる。
- 〈注3〉 (法務局が発行する)許可申請者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書(「登記されていないことの証明書」という)をいう。)
- (日本人で本籍地を記載されている場合は、〈注4〉の身分証明書の本籍と一致しているかどうか、提出前に充分ご確認ください。)
- (外国人の場合は、①氏名欄に本名(本国名)と通称名を()書きで、③住所欄に「住民票」記載の現住所を、④国籍欄に国名を記載してください。)
- 〈注4〉 許可申請者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第1項又は第2項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書(本籍地の市町村発行の「身分証明書(通称)」)
- 外国人の方はこの証明書に代えて「国籍が記載された住民票」を提出してください。
- 〈注5〉 各証明書については、申請又は届出日前3ヶ月以内に発行されたものに限る。
- 〈注6〉 191頁の「◆経営管理経験の確認資料」を参照。
- 〈注7〉 「実務経験証明書(様式第9号)」を提出する際は、経験期間に係る契約書、注文書、請求書(控)等(事業内容や従事していた業種が確認できるもの)を提出すること。(必要な経験年数分で1年につき1枚以上)また、実務経験期間中の常勤を確認できるもの。(指導監督的実務経験を証明する場合も同様です。)
- 〈注8〉 「指導監督的実務経験証明書(様式第10号)」を提出する際は、記載された工事について、工事請負契約書の原本を提示すること。
- 〈注9〉 「資格証・合格証明書等の写し」を提出する際は、携帯を義務づけられているもの(電気工事士免状、消防設備士免状)を除き、原本を提示すること。
- 〈注10〉 「健康保険の加入を証する書類(写)」としては、「社会保険証(写)」ないし「全国土木建築国保組合等の国民健康保険証(写)」
- 市町村の国民健康保険証の写しを提出する〈注10〉際は、出勤簿及び賃金台帳の写しを添付すること。

00006

①

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、

(1)商号又は名称 (2)営業所の名称、所在地又は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 (6)支配人の氏名 (7)建設業法施行令第3条に規定する使用人 (8)建設業法第7条第2項 建設業法第15条第2号 } に規定する営業所に置かれる専任の技術者について変更があつたので届出をします。 令和3年8月12日

地方整備局長 北海道開発局長 福岡県 知事 殿

福岡市博多区東公園7番7号 (株)福岡建設 代表取締役 福岡 一郎

大臣コード 国土交通大臣 福岡県知事 許可(一般-03) 第000123号 許可年月日 令和03年08月01日 許可番号 3540 法人番号 351234567890123

複数の許可を受けている場合は、最も古いものを記入する。

Table with 5 columns: 届出事項, 変更前, 変更後, 変更年月日, 備考. Rows include 商号, 役員氏名, 資本金額, 役員氏名 (appointment and resignation).

登記事項証明書の事由(退任、辞任、解任、死亡等)に合わせて記載する。

変更の内容が、次の○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の○【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容を記入すること。

○【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】

Form for registration details including 商号又は名称のフリガナ, 代表者又は個人の氏名のフリガナ, 主たる営業所の所在地, 郵便番号, 資本金額.

こちらのカラムには変更事項のみ記載すること。

連絡先 所属等 総務課 氏名 福岡 次郎 電話番号 092-651-1111 ファックス番号 092-651-2222

記載要領

- 1 (1) から (8) までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 「 地方整備局長
北海道開発局長 「国土交通大臣 及び 「般
知事」 知事」 特」 については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□□□12のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設業□□のように左詰めで記入すること。
- 5 □□「許可番号」の欄は、^{「大臣}知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば□□□□1234又は□□1月□□1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 □□□「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、第7条第1号に規定する常勤役員等又は常勤役員等を直接に補佐する者の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 □□□「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば□又は□のように1文字として扱うこと。
なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 13 □□□「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
(例 □株□A建設□
□B建設□宿□□)

種 類	略 号	種 類	略 号
株 式 会 社	(株)	特 例 有 限 会 社	(有)
合 名 会 社	(名)	合 資 会 社	(資)
合 同 会 社	(合)	協 同 組 合	(同)
協 業 組 合	(業)	企 業 組 合	(企)

本手引きの174頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

福岡県内は本手引きの175頁市町村コード表を参照してください。

- 14 □□□「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば□又は□のように1文字として扱うこと。
- 15 □□□「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。
- 16 □□□「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び□□□「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。
- 17 □□□「主たる営業所の所在地」及び□□□「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば□□□□2-1-13□のように記入すること。
- 18 □□□及び□□□のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば□□□-□□□□□□□□□□のように左詰めで記入すること。「資本金額又は出資総額」の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他の申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 □□□「区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合
「3. 従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
「4. 従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合
なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3. 従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4. 従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。
- 22 □□□及び□□□「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工業（土）	鋼構造物工業（鋼）	熱絶縁工業（絶）
建築一式工業（建）	鉄筋工業（筋）	電気通信工業（通）
大工工業（大）	舗装工業（舗）	造園工業（園）
左官工業（左）	しゅんせつ工業（しゅ）	さく井工業（井）
とび・土工・コンクリート工業（と）	板金工業（板）	建具工業（具）
石工業（石）	ガラス工業（ガ）	水道施設工業（水）
屋根工業（屋）	塗装工業（塗）	消防施設工業（消）
電気工業（電）	防水工業（防）	清掃施設工業（清）
管工業（管）	内装仕上工業（内）	解体工業（解）
タイル・れんが・ブロック工業（タ）	機械器具設置工業（機）	

- 23 届出の変更が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、□□□「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

00002

④

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ⁽¹⁾に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等 取締役
経験年数 平成24年5月から平成31年7月まで満7年2月
証明者と被証明者との関係 役員
備考

令和3年7月1日

柳川市三橋町大字今古賀8-1
(株)柳川工務店
証明者 代表取締役 柳川 五郎

(2) 下記の者は、許可申請者⁽¹⁾の常勤の役員⁽¹⁾で建設業法第7条第1号イ⁽¹⁾に該当する者であることに相違ありません。

令和3年7月1日

地方整備局長 福岡市博多区東公園7番7号
北海道開発局長 (株)福岡組
福岡県 知事 殿 申請者 代表取締役 福岡 太郎
届出者

申請又は届出の区分 項番 3
1 7 2 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更年月日 令和3年7月1日

大臣コード 許可年月日
知事 11 13 15
許可番号 1840 国土交通大臣 知事 許可(一般-02) 第00000000号 令和02年05月20日

記

Form containing applicant and issuer details, including names, addresses, and dates.

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

◎記載要領は76頁を参照してください。

様式第八号（第三条関係）

(用紙A4)
00003

5

専任技術者証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{建設業法第7条第2号} \\ \text{建設業法第15条第2号} \end{array} \right\}$ に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、専任の技術者の交替に伴う削除の届出をします。

令和 3年 9月 1日

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
福岡県 知事 殿

申請者
届出者 福岡市博多区東公園7番7号
(株)福岡組
代表取締役 福岡 太郎

区 分 (1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更)

大臣コード

許可番号 ~~国土交通大臣~~ 福岡県 知事 許可 (一般-30) 第 号 許可年月日 平成 年 月 日

記

氏名 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

フリガナ (フリガナ) フジワラ シロウ

今後担当する建設工事の種類

現在担当している建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 令和 3年 9月 1日 営業所の名称 (旧所属)

専任技術者の住所 福岡市西区姪浜〇-〇-〇 営業所の名称 (新所属) 本店

氏名 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

フリガナ (フリガナ)

今後担当する建設工事の種類

現在担当している建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

専任技術者の住所 営業所の名称 (新所属)

氏名 元号〔平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 年 月 日

フリガナ (フリガナ)

今後担当する建設工事の種類

現在担当している建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 令和 年 月 日 営業所の名称 (旧所属)

専任技術者の住所 営業所の名称 (新所属)

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を○で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(2)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任技術者を削除した場合
この場合、「(3)」を○で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること
 - (4) 法第8条第1号及び第7号から第14号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(4)」を○で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」及びに「**般
特**」については、不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の「**大臣
知事** コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0****0****1****2****3****4**又は**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**福****岡****太****郎**のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

本手引きの 174 頁
国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	舗装工事（舗）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	解体工事（解）
タイル・れんが・ブロック工事（タ）	機械器具設置工事（機）	

記載要領

本手引きの 174 頁国土交通大臣・都道府県知事コード表を参照してください。

- 1 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、
「国土交通大臣
知事」
及び「**般
特**」については、不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □ □ □ □で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 **5** **4**「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合は「2」をカラムに記入すること。
- 5 **5** **5**「許可番号」の欄の **大臣
知事** コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0****0****1****2****3****4**又は**0****1**月**0****1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 6 **5** **6**「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届ける建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

- 7 **5** **7**「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届ける建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、（1）から（5）までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。